

第 116  
49

勞社 第七二號

昭和三年一月十一日



警視總監 宮田光雄

内務大臣 鈴木喜三郎 殿

社會局 長官 殿

京都大阪神奈川、兵庫

各府縣知事 殿

巴組鐵工所紛議ニ關スル件

請負制度ヲ存備制度ニ変更セントシタルニ關東金屬労働組合ニ於テ其從業員  
等ニ部ト策志ニテ要求書ヲ提出シ、又新年茶話會ニ於テ從業員大會ヲ開催シ  
討策ヲ協議セシトセルヲ以テ解散ヲ命ジタリ



傳 井井  
山 部

東京府警視廳  
警視總監 宮田光雄